○農林水産省告示第千二百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十四年二月二十九日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第21529号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Miki Pinkama Miki Smile
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
HUANG CHIH HUNG
No. 12, Lane 20, Sinya Rd., Shetou Township, Changhua Country 511, Taiwan

1　登録番号　第21537号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使のチョコフリル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社見元園芸
高知県高知市春野町弘岡上2785

○農林水産省告示第千二百四十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社らいふが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十四年五月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地　東京都品川区東五反田一丁目二十五番十一号
変更後の事業所の所在地　東京都品川区東品川二丁目二番二十四号

○農林水産省告示第千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川八四〇、八四二、八四二の一、八四三の一、八四三の二、八四六、二四七二の一、二四七三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町畑田八〇二、八〇三、八〇三の一、八〇四から八〇六まで、八〇六の一、八〇七、八〇七の一、八〇八、八〇九、一〇七二（次の図に示す部分に限る。）、一〇七二の一、一〇七三、一〇七四の一、一〇七四の二、一〇七五の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町井原四〇二五の六、四〇二六の五、四〇二七の二、四〇二八の二、四〇三〇の四、四〇三〇の五、四〇三一の三、四〇三三の二から四〇三三の一九まで、四〇三四の二から四〇三四の三七まで、四〇三四の二一から四〇三四の三七まで、四〇三四の二、四〇三五の三七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
井原四〇二五の六、四〇二六の五、四〇二七の二、四〇二八の二、四〇三〇の四、四〇三〇の五、四〇三一の三、四〇三三の二から四〇三三の一九まで、四〇三四の二から四〇三四の三七まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村東字岩井谷一六二七から一六三三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市折橋町字湯平入一七五七の四九、一七五七の五五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦